

埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則及び埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月25日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

#### 埼玉県公安委員会規則第1号

埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則及び埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

(埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部改正)

第1条 埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則（平成13年埼玉県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「正午まで及び午後1時から午後5時」を「午後4時15分」に改める。

(埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第2条 埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成18年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「正午まで及び午後1時から午後5時」を「午後4時15分」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。